

eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）利用による
宅建士登録移転のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。

[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\) \(外部サイトヘリンク\)](#)

2 申請に当たって

- ★ 登録移転申請の提出先は、「現在、資格登録を受けている（移転前の）都道府県の窓口」になります。また、必要書類は「登録を移転する先の都道府県」の取扱いによりますので、申請前に移転先都道府県にご確認ください。

3 画面の入力、添付ファイル、顔写真、手数料等について

○ 鹿児島県から他の都道府県へ移転する場合

- ・ 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
 - ・ 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
 - ・ 「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
 - ・ 「申請情報」の「申請先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
 - ・ その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
 - ・ 「添付ファイル」とされている「宅地建物取引業に従事することを証する書面」については、登録移転先の都道府県にお問合せの上、該当箇所へアップロードしてください。
 - ・ 「顔写真」については、どのような規格のものがよいか、郵送するのか又はファイル化してアップロードするのか等について、登録移転先の都道府県にお問合せの上、ご対応ください。
 - ・ 登録移転申請手数料の納付方法については、登録移転先の都道府県にお問合せの上ご対応ください。
- ※ 現在、鹿児島県知事から宅地建物取引士証の交付を受けている方は、この登録移転申請にあわせて移転先の都道府県知事に対して「宅地建物取引士証交付申請」の手続きが必要となりますので、別途申請してください。（なお、この場合は、登録移転先の都道府県にお問合せの上ご対応ください。）

○ 他の都道府県から鹿児島県へ移転する場合

- ・ 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- ・ 「基本情報」の「提出先（組織）」は「（現在、資格登録を受けている（移転前の）〇〇都道府県庁）」を選択してください。
- ・ 「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「（現在、資格登録を受けている（移転前の）〇〇都道府県庁）」を選択してください。
- ・ 「申請情報」の「申請先」は「（現在、資格登録を受けている（移転前の）〇〇都道府県〇〇課・事務所等）」を選択してください。
- ・ その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- ・ 「添付ファイル」とされている「宅地建物取引業に従事することを証する書面」については、この留意事項の最終ページの様式を使用いただき、該当箇所へアップロードしてください。
- ・ 「顔写真」については、申請前6か月以内に撮影した「肩から上、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真（縦横比1.25：1）」をファイル（.jpeg）化したものを「添付ファイル」の「顔写真」の箇所にアップロードしてください。

- ・ 登録移転申請手数料8,000円は、鹿児島県収入証紙により納付していただくことになります。証紙販売所で購入した収入証紙をオンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから申請画面を印刷して同封の上、県庁建築課管理係へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。

【郵送・持参先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県土木部建築課管理係（宅建担当）

- ※ 現在、資格登録している（移転前の）都道府県知事から宅地建物取引士証の交付を受けている方は、この登録移転申請にあわせて、鹿児島県知事への「宅地建物取引士証交付申請」の手続が必要となりますので、鹿児島県ホームページの『宅地建物取引士証交付申請書』のページをご確認の上、別途申請してください。

4 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

・受付時間

平日8:30～18:15（12:00～13:00、土日祝日、年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。

・電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりがづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp

在 職 証 明 書

住 所		
氏 名		
勤 務 地	事務所の所在地	
	商号又は名称	

※ 登録移転する都道府県は、事務所の所在地を管轄する都道府県になります。

上記の者は、 年 月 日から当社に在籍し、宅建業に従事し

ていることを証明します。

年 月 日

事務所所在地

商号又は名称

代表者氏名

宅地建物取引

業者免許番号

鹿児島県知事（ ） 第 号